

恵那労働基準監督署における文書の紛失について

岐阜労働局は、恵那労働基準監督署（以下「恵那署」という。）において発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1. 事案の概要

恵那署において、請求人A氏（以下「A氏」という。）に関するB接骨院から提出された療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（柔整用）（以下「本件請求書」という。）を紛失する事案が発生した。

本件請求書は、B接骨院が、A氏に施術した療養に要した費用を受けるための手続きに必要な書類であり、A氏の氏名、性別、生年月日、年齢、負傷年月日、住所、電話番号、職種、所属事業場の名称及び所在地、療養の内容（期間、施術実日数）、傷病名、傷病の経過の概要等が記載されていた。

なお、記載された情報について、現時点では、外部に漏えいした事実は確認されていない。

2. 事実経過

- (1) 令和6年4月9日（火）、恵那署において、本件請求書がB接骨院から郵送で届き、職員Xが、受付後、システムに本件請求書を読み込ませ、決議書を出力し、決議書と本件請求書、郵送されてきた封筒をクリアファイルの中に入れバインダーに挟み、恵那署内にあるキャビネット内の職員Yの決裁箱に入れた。
- (2) 令和6年4月10日（水）、職員Yは、職員Yの決裁箱の中に上記（1）で出力された決議書がバインダーに挟まれていることを確認したが、本件請求書も入っているかをこの日は確認しなかった。
- (3) 令和6年4月11日（木）、職員Yが、キャビネットから職員Yの決裁箱を取り出し、自席でバインダーに挟まれた本件請求書の審査に着手したところ、決議書とB接骨院から送付されてきた封筒がクリアファイルに入っているものの、本件請求書が見当たらなかった。
- (4) 以降、恵那署内を徹底して搜索をしたが、本件請求書を発見することができなかった。
- (5) 令和6年4月15日（月）、恵那署長等がA氏、B接骨院、事業場を訪問し、本件請求書紛失の経緯を説明し謝罪を行った。

3. 発生原因

システムへの入力や審査の作業段階で請求書を含む書類を職員間で受け渡しをする機

会があるが、受け渡しの都度、直ちに書類がそろっているか確認していなかったこと。

4. 再発防止対策

(1) 恵那署における対応

- ① 令和6年4月12日（金）に恵那署長が、全職員に対し、本件請求書の紛失に関する経過説明を行うとともに、個人情報漏えい防止対策の徹底を指導した。
- ② 作業手順の見直しを行い、請求書を受付入力した後に入力担当者が書類を受け渡す際には、審査担当者等（不在の時はその上席）に書類を手渡しすることとし、渡された者は直ちに書類が揃っていることを確認し、確認の記録を残すとともに、決められた場所へ保管することを徹底することとした。
- ③ 令和6年5月2日（木）及び7日（火）に非常勤職員を含む全職員が、情報漏えい防止に係る点検を実施し、情報共有を行った。

(2) 岐阜労働局における対応

- ① 令和6年4月16日（火）に局内各課室・各労働基準監督署及び公共職業安定所に対し、メールで、本件事案の概要を説明し、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示した。
- ② 令和6年5月13日（月）に開催した臨時の労働基準監督署労災課長会議において、本件事案の概要、発生原因を情報共有するとともに、発生原因に基づく同種事案の発生防止のための注意喚起を行った。さらに、同月28日（火）に開催予定の労働基準監督署長、公共職業安定所長会議においても、同様の注意喚起を行う。

【担当】

岐阜労働局労働基準部労災補償課
労災補償課長 芦川 佳子
労災管理調整官 成栗 秀孝
電話 058-245-8105